

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第2部門第3区分  
 【発行日】令和4年4月18日(2022.4.18)

【国際公開番号】WO2021/020367  
 【出願番号】特願2021-535345(P2021-535345)

【国際特許分類】

**B 2 3 B 27/14(2006.01)**

**C 2 3 C 16/36(2006.01)**

**C 2 3 C 16/40(2006.01)**

**B 2 3 C 5/16(2006.01)**

10

【F I】

B 2 3 B 27/14 A

C 2 3 C 16/36

C 2 3 C 16/40

B 2 3 C 5/16

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月24日(2022.1.24)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記複合突起は、前記第2突起の突出方向に交わる方向に突出した第3突起を有する、請求項1～6のいずれかに記載の被覆工具。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

本開示の被覆工具1においては、図4に示すように、被覆層7が、基体5から順に、TiN層10a、第1TiCN層10b、第2TiCN層10c、中間層9、Al<sub>2</sub>O<sub>3</sub>層11を有していてもよい。このような構成を有すると、寿命の長い被覆工具1となる。第1TiCN層10bは、後述するMT-TiCN層であってもよい。第2TiCN層10cは、後述するHT-TiCN層であってもよい。また、表層(図示せず)として、TiN層などを設けてもよい。表層は、窒化チタン以外の炭窒化チタン、炭酸窒化チタン、窒化クロム等の他の材質であってもよい。表層は有色の材質からなり、切削の使用の有無を容易に判別する機能を有していてもよい。表層は0.1μm～3.0μmの厚みで設けてもよい。

40

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0062

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0062】

被覆工具1は、第1面2及び第2面3が交わる稜線における切削4として用いられる部分の少なくとも一部がホルダ105から外方に突出するようにホルダ105に装着される。

50

本実施形態においては、被覆工具 1 は、固定ネジ 107 によって、ホルダ 105 に装着されている。すなわち、被覆工具 1 の貫通孔 17 に固定ネジ 107 を挿入し、この固定ネジ 107 の先端をポケット 103 に形成されたネジ孔（図示しない）に挿入してネジ部同士を螺合させることによって、被覆工具 1 がホルダ 105 に装着されている。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】図面

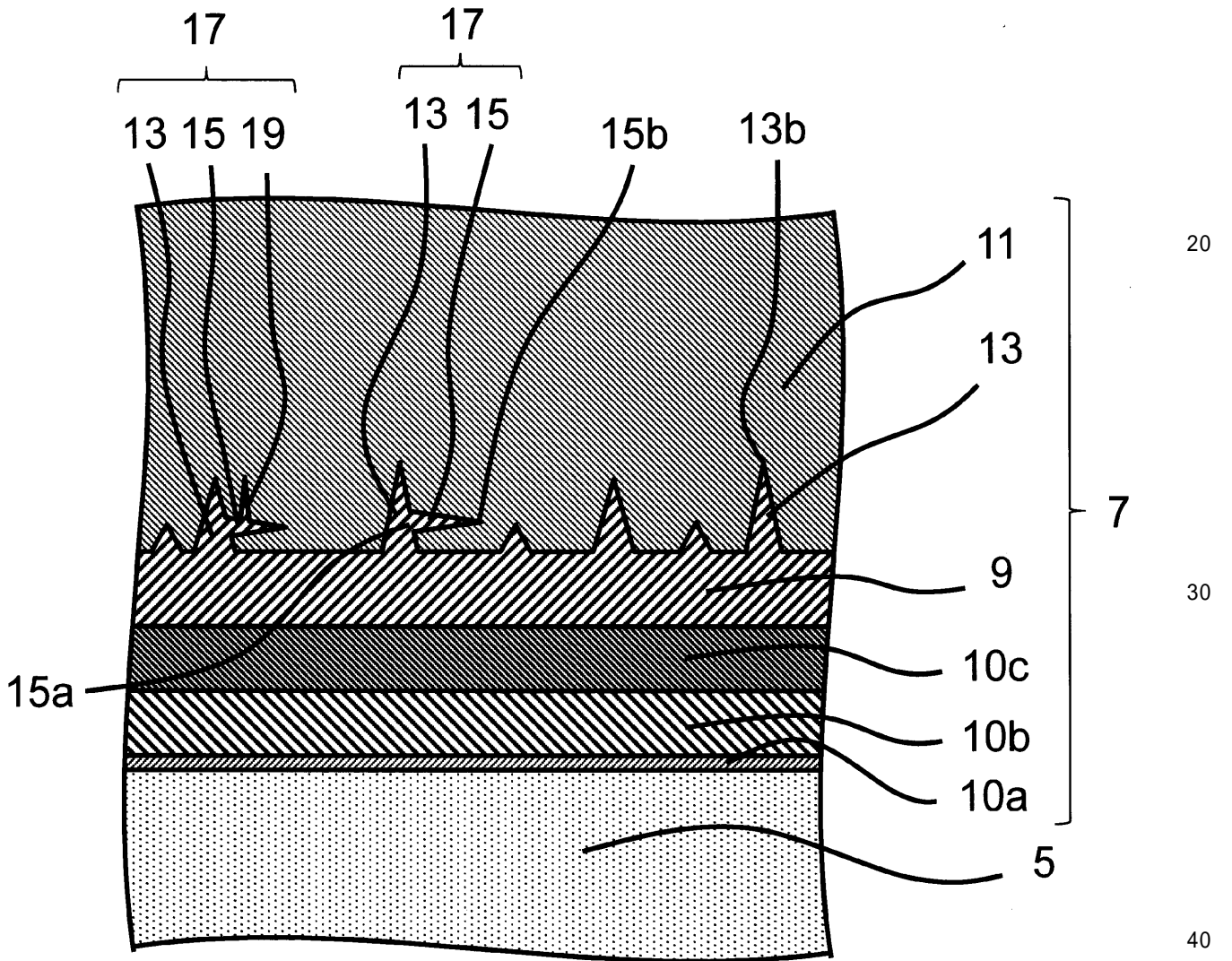
【補正対象項目名】図 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図 4】

10



40

50